様式第三十七（第１３条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日
令和４年６月２日

２．変更後の認定新事業活動実施者名
株式会社eBoard

３．変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

４．変更後の認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
下記（２）に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。

（２）新事業活動を行う場所の住所
埼玉県寄居町、神奈川県横浜市西区、中区

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
（一定の基準の内容）
ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
(ｱ)　長さ　140センチメートル
(ｲ)　幅　80センチメートル
(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年１２月～令和４年７月

新事業活動の実施区域図（埼玉県寄居町）

株式会社eBoard

紺色枠：実証エリア　（普通自転車専用通行帯無し、自転車道無し、除外区間無し）

出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県横浜市）

株式会社eBoard

青枠：実証エリア、ピンク線：普通自転車専用通行帯 （自転車道無し、除外区間無し）

出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成